

千葉市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	小川 真智子	(省略)	レイス治療院	千葉市花見川区幕張町5-417-92-101	平成29年12月4日
変更後		(省略)	鍼灸マッサージここから	千葉縣市川市宮久保5-9-18	